

外貨定期預金取引規定（非居住者円定期預金を含みます）

1.（預入単位）

この預金の預入額は、当行所定の最低金額以上とします。

2.（預金の支払い時期）

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金に係わる為替予約を締結している場合で、この預金を自動解約とする場合は、表面記載の満期日に元利金を予約された為替相場により円貨に換算し、あらかじめ指定された預金口座に自動的に入金します。

3.（預金への預入れ）

- (1) 円貨を外貨と交換して預入れられるときには、為替予約がある場合は予約相場を、その他の場合は当行所定の電信売相場を適用します。
- (2) この預金には証券類の受け入れはいたしません。
- (3) 通貨の種類によっては、当行の都合により預入れをお断りすることがあります。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については第12条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）および当行所定の付利単位によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における当行所定の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、解約のときに当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 通貨の種類によっては、預金の種類にかかわらず利息を付さないものがあります。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第6条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 外貨預金からの円貨による払戻しのときには、為替予約がある場合は予約相場を、その他の場合は当行所定の電信買相場を適用します。
- (3) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または自動継続以外の方法で書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当店に提出してください。
- (4) この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した該当外貨現金相当額の本邦通貨により支払うことがあります。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(6) 第5項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の為替予約約定書の規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。

(7) 当行は第5項による解約後の残高については、円貨にて支払うことができるものとし、その際の外国為替相場については、当行計算実行時の相場を適用するものとします。

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相対の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (為替予約約定書)

外貨定期預金残高について、為替予約を締結する場合は、別に締結した外国為替取引約定書または為替予約約定書の各条項にしたがいます。

12. (自動継続)

この預金を自動継続とする場合は、第2条、4条、6条は以下の各項にしたがいます。

- (1) この預金は証書記載の満期日に、利息を元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。その際、満期応答日が銀行休業日の場合、翌営業日を満期日としますが、

この翌営業日が応答日の翌月となる場合はこの応答日の前営業日を満期日とします。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日の前営業日（継続をしたときはその満期日の前営業日）までにその旨を当店に申し出てください。この申し出があったときはこの預金は満期日以後に支払います。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における外貨普通預金の利率によって計算します。

13. (手数料)

この預金の預入れ、書替、解約等のとき、当行所定の取扱手数料をいただく場合があります。

14. (証書の効力)

この預金を自動解約の方法により解約し、あらかじめ指定された預金口座に元利金を入金した後は、証書は無効になります。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (預金の振替)

外貨預金勘定残高を当行または当行以外の円貨の預金口座へ振替える場合、および異種通貨間の振替の場合には、当行所定の手続により依頼を受付し、一旦依頼を受付した後の取消変更は行わないものとします。

17. (取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

18. (規定の適用等)

この預金は、外国為替関連法令が適用されます。

19.（規定の変更）

- （1） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。